

機関番号：12601

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2009～2010

課題番号：21830029

研究課題名（和文） 環境規則法執行過程の理論的・実証的分析

研究課題名（英文） Enforcement Processes of Environmental Regulations

研究代表者

平田 彩子 (HIRATA AYAKO)

東京大学・大学院法学政治学研究科・助教

研究者番号：80547810

研究成果の概要（和文）：実際の規制執行過程において、行政機関はどのように規制法を実施・執行しているのか、規制対象である事業者は規制法と行政による執行活動に対し、どのような対応をしているのか、規制法は現実にもどのように作用・機能しているのか、両者の相互作用を中心に検討した。具体的には、行政担当者に対するインタビューの実施、市民に対する質問表調査、文献調査と海外比較を行い、これまでの研究担当者の議論の拡張に努めた。

研究成果の概要（英文）：This research mainly focuses on enforcement processes of environmental regulations, especially on Water Pollution Control Act in Japan. How do regulators enforce regulations? How do the regulations matter in decision-makings of regulated companies? What kinds of roles do ordinary citizen play in regulatory enforcement processes? This research attacks the questions by conducting in-depth interviews with officials, by conducting survey to general public, and by comparing enforcement styles of other countries.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	750,000	225,000	975,000
2010年度	730,000	219,000	949,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,480,000	444,000	1,924,000

研究分野：法社会学

科研費の分科・細目：社会科学・基礎法学

キーワード：基礎法学・規制執行・社会調査・環境法・ゲーム理論・法と経済学・法令順守・市民参加

1. 研究開始当初の背景

規制法の目的達成のためには実際に規制

法がどのように現実社会において機能しているのか、検討することが必要であるにも関わらず、規制執行についての研究は少ない現状にある。

本研究では、現在、そして将来的にも一つの重要な行政分野である、環境規制分野を対象に、規制法制定後、法はどのように執行されているのかを取り上げている。具体的には、水質汚濁防止法を対象としている。

2. 研究の目的

本研究は、規制者と被規制者間の(潜在的)交渉過程と考えられる、規制執行活動について、実証分析とそれを踏まえた理論的分析を行うことを、目的としている。特に、(1) 規制者や被規制者に対するインタビューや質問票調査といった経験的研究を行うこと、(2) 規制執行過程研究が最も盛んであるアメリカのケースについて文献調査を進めること、(3) 規制執行過程を説明できるモデルを構築すること、に焦点を当てている。

3. 研究の方法

インタビュー、社会調査、文献蒐集

4. 研究成果

第一に、実際に規制執行に携わっている地方自治体・環境省に対するインタビュー調査を実施しさらなる実態把握に努めた。その結果、規制者たる自治体と被規制者たる企業は、継続的な相互依存関係にあること、また執行過程の最大の特徴として、違反に対し行政命令といった法的措置の発動は稀で、行政指導が多用されており、行政による規制執行は被規制者に対し協力的・宥和的な態度が基調であること、規制の遵守率は高く、行政指導に

よって違反が是正される場合(これは交渉過程として理解可能)がほとんどであること、を主に指摘した。さらに、このような行政指導多用の状態は、少なくとも18年間以上維持されていたことがわかった。すなわち、このような状態は水濁法執行過程において安定的な状態になっていることをまず指摘した。第二に、上記第一の実態調査に基づき、ゲーム理論を用い規制執行過程のゲーム・モデルを提示した。行政と被規制者の相互作用の結果、規制執行過程は、下図のように整理し理解することができる。各セルの右側が自治体、左側が被規制者の利得を表す。各自治体、各被規制者の利得構造と、行政と被規制者の組み合わせによってゲーム構造は異なり、規制執行は、調整ゲーム、囚人のディレンマゲーム、取り込み(capture)のゲームのいずれかとして理解可能であることを定式化したのち、それぞれ実態調査の結果とのすり合わせをしつつ、議論した。また、市民が執行過程に参加した場合のモデル化も行い、一定の条件の下では行政と被規制者の2者間執行ゲームよりも、市民がゲームに加わった方が遵守と行政命令が増加することと、並びにその条件を示した。

	自治体	抑止的の法執行	協力的の法執行
被規制者		deter	cooperate
機会主義的行動 evade		(Af, Aa)	(Bf, Ba)
協力的遵守 cooperate		(Cf, Ca)	(Df, Da)

平成21年度では、現場で規制法を執行している行政機関に対し、また、水濁法規制対象企業に対し、インタビュー調査を実施した。インタビュー調査実施を行うことで、規制者と被規制者の現場での行動の把握につなが

る。また同時に、環境規制法執行過程に間接的に影響を与える一般市民の認識についても、一般市民を対象にした質問票調査を実施した。市民に対するアンケート調査を実施・分析することで、行政と被規制者に関する分析のみならず、行政と被規制者から構成される規制執行過程を取り巻く市民についても考察を広げることができる。今後は、さらに経験的分析を行うこと、また、諸外国との規制執行過程の比較を行っていきたい。

これまでの本研究の成果を、『行政法の実施過程—環境規制の動態と理論—』（木鐸社）にまとめ、出版した。また、研究成果を学会等で報告する機会にも恵まれた（Inaugural East Asian Law and Society Conference, University of Hong Kong, Fourth International Seminar on the Dynamics of Law and Society in Europe and Japan: Legal Reform and the Role of the Judiciary, K. U. Leuven 等、合計7件）。

平成22年度では、昨年度に引き続き、水濁法の規制執行活動について分析を進める一方、水濁法と関連が深い土壌汚染対策法の執行活動についてもスコープを広げて研究活動を行った。水濁法規制対象事業者が事業を終了した場合に土壌汚染対策法の規制対象となること（すなわち、水濁法と土対法は規制対象が連続しており、同時に研究対象にすべき規制法である）、また平成22年4月より土壌汚染対策法に大幅な改正が行われたこと、が土対法にも焦点を広げた主な理由である。本年度も、現場で水濁法を執行している行政機関に対しインタビュー調査を継続して行った。インタビュー調査を行うことで、書面には現れない、規制者と被規制者の現場での行動の把握につながる。また、土壌汚染対策法の執行活動について、一般市民の認識について質問

票調査を実施した。土壌汚染対策法の規制活動や、規制執行過程に直接的・間接的影響を与える一般市民についての理解を深めることによって、規制執行過程を説明するモデル構築という本研究の目的を達成できるものと考ええる。

これまでの本研究の成果から、「規制法制定後におけるコモンズの維持管理—市民の執行過程関与行動についての質問票調査より—」（『法社会学』73号）を執筆した。また研究成果を、日本法社会学会、及びLaw and Society Association 2010 Annual Meetingで報告した。

市民に対する質問表調査によって明らかになったことは以下の通りである。調査は、規制法がすでに制定されていることを所与とした上で、市民による規制法執行過程への関与行動という観点から、コモンズがどのように維持管理されているのかを検討するものである。コモンズを取り巻く一般市民は、どのような場合に規制執行過程に関与するのか、何が市民の執行過程関与行動と関連性があるのか、を探るため、インターネット調査を実施した。その結果、1)自ら進んで執行過程関与行動を行う市民は、一定程度存在するであろうこと、2)規制違反が起こった状況要因は、市民の行政に対する働きかけと、関係性が検出されなかったこと、3)むしろ、各市民個人の持つ、環境や行政活動に対する考え方、またコミュニティや社会との関わりあいの程度が、執行活動関与行動に影響を及ぼしていたこと、が分かった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

(1) 平田彩子, 規制法制定後におけるコモンズ

の維持管理－市民の執行過程関与行動についての質問票調査より－，法社会学，査読有，73号，2010，45－68頁．

〔学会発表〕（計 9件）

(1) Hirata, Ayako, Regulatory Enforcement Processes of Environmental Law in Japan, Law and Society Association Annual Meeting, 2010. 5. 29, Chicago, USA

(2) 平田彩子，環境規制法の執行過程－規制者と被規制者間の相互作用性を中心に－，日本法社会学会，2010. 5. 9，同志社大学．

(3) HIRATA, Ayako, Regulatory Enforcement of Environmental Law in Japan, Forth International Seminar on the Dynamics of Law and Society in Europe and Japan, 2010, 3, 19, K.U.Leuven, Belgium

(4) HIRATA, Ayako, Regulatory Enforcement of Environmental Law in Japan, Inaugural East Asian Law and Society Conference, 2010. 2. 5., University of Hong Kong.

(5) 平田彩子，環境規制法の執行過程，日本法社会学会関西研究支部，2009. 12. 19，同志社大学．

(6) HIRATA, Ayako, Regulatory Enforcement of Environmental Law: Empirical and Economic Analysis of Regulatory Enforcement Processes, The 31th International Seminar on Experiments and Surveys in Economics and Related Social Sciences, 2009. 11. 26., Tokyo Institute of Technology.

(7) 平田彩子，環境規制法の執行過程－規制執行の相互作用性と規制法の機能－，安全環境問題規制検討会，2009. 9. 18.，経済産業研究所．

(8) HIRATA, Ayako, Regulatory Enforcement of Environmental Law, 法と経済学会 2009年度全国大会，2009. 7. 5，熊本大学．

(9) 平田彩子，環境規制法の執行過程－規制執行の相互作用と規制法の機能－，日本法社会学会関東研究支部，2009. 4. 11，早稲田大学．

〔図書〕（計 1件）

(1) 平田彩子，木鐸社，『行政法の実施過程－環境規制の動態と理論－』，2009，222頁．

6. 研究組織

(1) 研究代表者

平田 彩子 (HIRATA AYAKO)

東京大学・大学院法学政治学研究科・助教

研究者番号：80547810

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし